

山口県中小企業向け省エネ診断 実施要領

令和7年4月1日

山口県環境政策課、山口県地球温暖化防止活動推進センター

1. 事業内容

県内の中小企業者等を対象に、省エネ診断事業者と連携する省エネ専門家（中小企業診断士等）が各事業者を訪問し、現地調査を実施した上で、既存設備の運用改善及び省エネ設備や再生可能エネルギー設備の導入・更新等の提案、それによる経済効果に関するアドバイス等を行い、CO₂排出量の削減を目指す。

また、各種支援・助成制度について情報提供を行う。

2 定義

（1）中小企業者等

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる会社又は個人並びにこれに準ずるもの（特定非営利活動法人、社会福祉法人、医療法人、学校法人、農事組合法人等）をいう。

（2）省エネ診断事業者

前年度に地域エネルギー利用最適化取組支援事業に採択された事業者であり、今年度も申請を予定している事業者であって、山口県を支援対象地域としている事業者をいう。

＜R7 省エネ診断事業者＞

- ・一般社団法人エネルギーマネジメント協会（福岡県北九州市）
- ・システム計装株式会社（広島県広島市）

（3）省エネ専門家

地域エネルギー利用最適化取組支援事業において、省エネ診断事業者が登録した専門家又は省エネ診断事業者が推薦する者で知事が認めたものをいう。

3. 事業実施者

山口県（以下、「県」という。）、山口県地球温暖化防止活動推進センター（公益財団法人山口県予防保健協会）（以下、「センター」という。）

4. 対象事業者

山口県内に事業場を有する中小企業者等

5. 募集件数

50件（先着順で受け付け、申込が上限に達した時点で受付を終了する）

6. 診断料

無料

7. 受付期間

令和7年4月10日（木）～令和7年12月18日（木）

8. 申込方法

申込書（チラシ裏面及びセンターHPに掲載）に必要事項を記入の上、FAX 又は電子メールにてセンターに申し込む。

9. 申込先

山口県地球温暖化防止活動推進センター（（公財）山口県予防保健協会内）

TEL：083-933-0008 ダイヤルイン【7】 ／ FAX：083-923-5567

E-mail：yccca@yobou.or.jp

10. 申込からの流れ

（1）省エネ診断事業者による事前ヒアリング

省エネ診断事業者は、対象事業者に実施目的、エネルギー使用状況、管理状況、課題抽出等について、メール等で確認を行う。

（2）診断（現地調査）

省エネ診断事業者は、対象事業者の施設でのエネルギー使用状況や管理状況、省エネに関する取組状況などを実地で確認する。また、対象事業者より様式1を受領する。

（3）省エネ診断報告書の作成

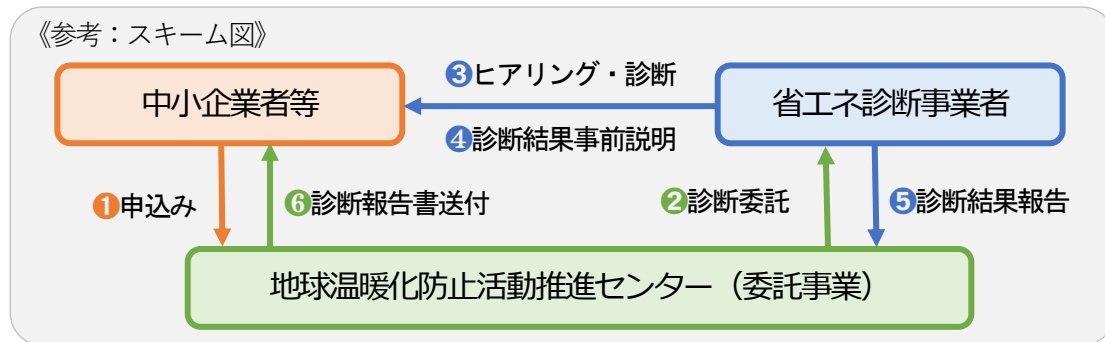
- 1 省エネ診断事業者は省エネ専門家と連携のもと、省エネ管理体制の構築や適切な運転方法、設備導入など、より効果的な省エネ対策の提案や対策実施費用の概算、CO₂排出量の削減効果、支援制度等の案内等を記載した省エネ診断報告書を作成する。
- 2 省エネ診断事業者は、対象事業者に診断結果の内容について事前説明を行い、様式2の受領又は様式3を作成する。

（4）省エネ診断実施報告

- 1 省エネ診断事業者は、センターに診断結果及び（4）において対象事業者が説明を受けたことを証する書類（様式1及び様式2又は様式3のいずれか）を提出する。（報告期限：診断（現地調査）を行った日から60日以内又は令和8年2月27日（金）のいずれか早い日まで）
※期日を過ぎる場合は、対象事業者の了承を得た上で、センターにその旨を報告すること。
- 2 報告書に必要事項の記載漏れや誤りがあった場合は、センターからの指示に基づき修正を行う。

（5）省エネ診断結果通知

センターは対象事業者に正式な省エネ診断報告書を交付する。



11. 省エネ診断報告書の記載事項について

記載事項は基本的に以下の通りとするが、必要に応じ、内容の追加、削除を行うものとする。なお、記載事項を満たしていれば各省エネ診断事業者の独自の様式を使用することは可能とする。

- (1) 診断概要（診断日、連絡先、診断員の氏名）
 - (2) 診断施設の概要
 - (3) 施設設備の概要（受変電施設・契約電力、空調設備、照明設備、給湯設備、その他の設備）
 - (4) エネルギーの使用状況
 - (5) 省エネの改善提案（運用改善、設備更新等）
 - (6) (5) で提案された改善を実施した際のエネルギー削減量の試算（コスト削減量、投資回収年数及び、CO₂削減量を含む。）
- ※ 可能な限り、改善提案ごとに整理すること
- (7) 現場写真、図面等

12. その他

- (1) 診断終了後、県又はセンターは受診事業者に対し、事後アンケート調査を実施する。
- (2) 県、センター及び省エネ診断事業者は、本事業の実施により知り得た情報を漏らしてはならない（省エネ診断事業者は誓約書提出）。ただし、県、センターは省エネ診断を受けた事業者が特定されない範囲で診断の概要を省エネ対策に係る広報に活用することができる。